

スポーツ功労団体表彰要項

平成22年9月29日
文部科学大臣決定
平成24年3月2日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成27年3月21日一部改正
令和5年1月26日一部改正

1 (趣旨)

この表彰は、世界的規模のスポーツの競技会において優れた成果を挙げた選手のスポーツ活動に対し、多年にわたる支援を行った団体（企業、企業財団、学校、スポーツクラブ等をいう。以下「スポーツ功労団体」という。）に対して文部科学大臣が表彰を行い、その栄誉を讃えることを目的とする。

2 (表彰の対象)

文部科学大臣は、次の各号のすべてに該当する団体を表彰する。

- (1) 世界的規模のスポーツの競技会において優れた成果を挙げた選手（オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成6年文部省令第2号）第2条、スポーツ功労者顕彰規程（昭和43年1月14日文部大臣裁定）第2条第1号の規定に基づきスポーツ功労者として顕彰を受ける者、又は、デフリンピック競技大会入賞者等表彰要項（平成27年3月12日文部科学大臣決定）第2条第1号の規定に基づき表彰を受ける者に限る。）のスポーツ活動に対し、継続的な支援（高度な練習施設の設置、当該選手の雇用、当該選手又は選手の所属する運動部への資金提供等をいう。）を原則として5年程度（ただし、当該団体が学校の場合には3年程度）行い、もって国際競技力の向上に寄与していること。
- (2) 前号の支援は、営利を主たる目的としたものではないこと。

3 (日本オリンピック委員会等の推薦)

表彰の対象とする団体については、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年8月7日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。以下「日本オリンピック委員会」という。）又は公益財団法人日本パラスポーツ協会（昭和40年5月24日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下「日本障がい者スポーツ協会」という。）に推薦を依頼するものとし、当該推薦に当たっては、日本オリンピック委員会又は日本パラスポーツ協会の加盟競技団体が作成した功績調書（別添様式）を徴収するものとする。

4 (候補団体の審査)

3により推薦された候補団体の審査は、功績調書に基づき行うものとし、必要に応じて日本オリンピック委員会又は日本パラスポーツ協会から意見を聴取するものとする。

5 (表彰の方法)

表彰は、表彰状を授与してこれを行う。

附 則

この要項は、平成27年3月28日から施行し、第18回冬季デフリンピック競技大会以降の競技会から適用する。

附 則

この要項は、令和5年3月30日から施行する。